

無解約返戻金型平準定期保険特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 特約保険金の支払
 第3条 特約の保険料の払込免除
 第4条 特約の保険期間および保険料の払込
 第5条 特約の保険料の自動振替貸付
 第6条 特約の失効
 第7条 特約の復活
 第8条 特約の解約
 第9条 解約返戻金
 第10条 債権者等による解約
 第11条 特約の保険期間の延長
 第12条 特約の保険金額の減額
 第13条 特約の復旧
 第14条 特約の消滅
 第15条 告知義務および告知義務違反
 第16条 重大事由による解除
 第17条 契約者配当
 第18条 変換
 第19条 特約の更新

- 第20条 保険金受取人の変更
 第21条 管轄裁判所
 第22条 契約内容の登録
 第23条 主約款の規定の準用
 第24条 変額保険に付加した場合の特則
 第25条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
 第26条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則
 第27条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則

非喫煙者割引特則

- 第28条 特則の締結
 第29条 非喫煙者保険料率の適用
 第30条 喫煙状況に関する告知義務
 第31条 喫煙状況に関する告知義務違反による特則の解除
 第32条 特則の解約
 第33条 喫煙歴の誤りの処理
 第34条 特則を付加した場合の更新の取扱

無解約返戻金型平準定期保険特約条項

(平成20年10月2日制定)
 (平成24年10月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を大型化するための特約で、特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の保険金支払を保障するものです。また、特約の保険期間を通じて解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映しているものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

(特約保険金の支払)

- 第2条 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主約款の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき	特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき。 この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

- 2 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込みがないことのみが明らかでないために、

特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合には、この特約の保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときに、会社は、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表1）になったものとして、特約高度障害保険金を支払います。

- 3 前2項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。

（特約の保険料の払込免除）

第3条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項の規定により、この特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料の払込みの免除事由発生時以後、次の規定は適用しません。

保険料の払込みの免除事由発生時以後に適用しない規定
第11条（特約の保険期間の延長）
第12条（特約の保険金額の減額）
第13条（特約の復旧）
第18条（変換）
第19条（特約の更新）第2項

- 3 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

（特約の保険期間および保険料の払込）

第4条 この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合および主契約が延長保険または払済保険に変更された場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。
- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。
- 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人に支払います。
- 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとし、

（特約の保険料の自動振替貸付）

第5条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

（特約の失効）

第6条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第7条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

（特約の解約）

第8条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

（解約返戻金）

第9条 この特約に解約返戻金はありません。

（債権者等による解約）

第10条 債権者等によるこの特約の解約については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

(特約の保険期間の延長)

第11条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の保険期間を延長することができます。ただし、延長後の保険期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- 2 保険契約者が、本条の延長を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 保険期間を延長する場合、保険契約者は、会社の定める方法により計算した金額を払込んでください。この場合、会社は、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

(特約の保険金額の減額)

第12条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。

(特約の復旧)

第13条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いません。

(特約の消滅)

第14条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅し、各号のとおり取扱います。

号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱
(1)	主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき	主契約を払済保険または延長保険に変更した日のこの特約の死亡保険金額を、主契約の保険金額に加えて取扱います。
(2)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしがなければ、この特約においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

(告知義務および告知義務違反)

第15条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第16条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当)

第17条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(変換)

第18条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、次の各号のいずれにも該当する場合には、被保険者選択を受けることなく、この特約の全部または一部を他の個人保険契約に変換することができます。ただし、この場合の死亡保険金額（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または積立利率変動型終身保険の場合、「基本保険金額」）は被変換部分の死亡保険金額を限度とします。

号	変換することができる場合
(1)	この特約の責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて会社所定の年数を経過しているとき
(2)	変換日における被保険者の年齢が会社所定の範囲内であるとき
(3)	変換日からこの特約の保険期間満了日（この特約を更新することができる場合は、更新した場合の最後の特約の保険期間満了日）までの期間が会社所定の年数以上あるとき

- 2 前項の変換が行われた場合は、この特約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取扱います。この場合、解約返戻金はありません。
- 3 変換後の保険契約には、該当する個人保険の普通保険約款が適用されます。ただし、保険金の支払に関する規定の適用に際しては、変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新できません。

号	更新できない場合
(1)	更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
(2)	更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日の翌日以後となる時

- 2 保険契約者は、前項の規定によるこの特約の更新に際し、この特約の保険期間満了日の2週間前までであれば、

被保険者選択を受けることなく、更新後のこの特約の保険金額の増額を請求することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申出による更新の取扱いをしません。

号	更新後の保険契約の保険金額の増額を取扱わない場合
(1)	更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
(2)	更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日の翌日以後となる時
(3)	更新後のこの特約の保険金額が会社の定める範囲をこえるとき
(4)	更新前のこの特約の保険期間が会社の定める範囲に満たないとき

- 3 保険契約者が前項の増額を請求するときは、会社所定の書類を、会社に提出してください。
- 4 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同じとします。ただし、会社の定める取扱いに従い、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 更新されたこの特約の保険料は、この特約の更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 保険契約者は、更新後のこの特約の第1回保険料を、この特約の更新日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに、会社に払込んでください。この場合、主約款の保険料払込みの猶予期間の規定および猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定ならびにこの特約条項第5条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定を準用します。
- 7 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、この特約は更新されず、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 8 本条の規定によってこの特約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。

号	保険契約が更新された場合
(1)	第2条（特約保険金の支払）、第3条（特約の保険料の払込免除）および第15条（告知義務および告知義務違反）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
(2)	更新後のこの特約には、更新時のこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
(3)	第1項の規定によってこの特約が更新された場合、更新前のこの特約の保険金額と更新後のこの特約の保険金額は同額とします。
(4)	第2項の規定によってこの特約が更新された場合、更新後のこの特約の保険金額の増額は、この特約の更新日から効力を生じるものとします。
(5)	更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

- 9 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項の規定による更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約をこの特約の保険期間の満了日の翌日に締結します。この場合、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

（保険金受取人の変更）

第20条 保険契約者は、主契約の保険金の受取人が変更される場合を除いて、この特約の保険金の受取人の変更はできません。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（契約内容の登録）

第22条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

号	登録する事項
(1)	保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)	特約死亡保険金の金額
(3)	契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下、第2項において同じとします。）
(4)	当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年

(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第1条(特約の締結および責任開始期)第2項の規定により特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、登録の期間は、特約の中途付加の日から5年(特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読替えます。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(変額保険に付加した場合の特則)

- 第24条 この特約が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(定期型)に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」または「自動延長定期保険」と、それぞれ読替えます。
- 2 この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合において、主契約が保険料を一時払とする変額保険へ変更されたときは、この特約は消滅します。
 - 3 この特約が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(定期型)に付加され、第14条(特約の消滅)第1号の規定により特約が消滅した場合、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。

(積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加され、第14条(特約の消滅)第1号の規定により特約が消滅した場合、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。

(主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則)

- 第26条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項の規定にかかわらず、この特約の責任準備金は基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めません。

(主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

- 第27条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項の規定にかかわらず、この特約の責任準備金は年金額の計算基礎となる金額に含めません。

非喫煙者割引特則

(特則の締結)

第28条 この特則は、被保険者の健康状態および喫煙状況が会社の定める基準に適合している場合、この特約の締結の際、保険契約者の申出があり、会社が承諾したときにこの特約に付加して締結します。

(非喫煙者保険料率の適用)

- 第29条 この特則を付加したこの特約には、非喫煙者保険料率を適用します。
- 2 この特約を復活、復旧または更新した場合、復活後、復旧後または更新後のこの特約の保険料率は、非喫煙者保険料率とします。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この特約を復活する際、被保険者の健康状態が会社の定める基準に適合しないときは、会社はこの特則を消滅したものとし、復活後のこの特約に非喫煙者保険料率を適用しません。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、復活後の保険料を更正します。

(喫煙状況に関する告知義務)

第30条 保険契約者または被保険者は、会社がこの特則の付加の際、書面(会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。)で告知を求めた被保険者の過去1年間の喫煙状況について、

その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(喫煙状況に関する告知義務違反による特則の解除)

- 第31条** 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に、被保険者の過去1年間の喫煙状況について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特則を解除することができます。
- 2 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特則を解除することができます。
- 3 この特約の保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または保険金の受取人が証明した場合には、この特則の解除を行いません。
- 4 本条の規定によってこの特則を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によってこの特則を解除した場合は、会社の定める方法によりこの特約の保険金額を削減します。
- 6 この特則を解除できない場合については、主約款の告知義務違反による解除ができない場合の規定を準用します。

(特則の解約)

第32条 この特則のみの解約は取扱いません。

(喫煙歴の誤りの処理)

第33条 この特則の付加の際に、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合には、次の方法により取扱います。

号	被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合の取扱
(1)	保険金の支払事由が生じる前に誤りが発見された場合は、会社の定める取扱いに従い、保険料を更正します。
(2)	保険金の支払事由が生じた後に誤りが発見された場合は、会社の定める方法によりこの特約の保険金額を削減します。

(特則を付加した場合の更新の取扱)

第34条 この特則を付加した場合は、第19条（特約の更新）第2項の規定は適用しません。